



読書コーナー

1日1話、読めば心が
熱くなる

365人の仕事の教科書

藤尾秀昭 監修

お客様からご紹介していただき
まして手に取りました。

書店にはならばない月刊誌で致知出版という定期購読誌



の中から365人の言葉を厳選してまとめられた本になります。

タイトルにある「仕事」に加え、家庭や日常生活など人生の多くの局面において心の支えとなるエピソードが1月1日から365日分、各ページに日付が割り振られており非常に読みやすくなっています。先人の努力やその時代ならではの苦労を読んでいると、言葉ひとつにつけてパワーがあって、自分がんばろうと思えてきます。

「ビジネス」だけでなく「心」を学べるような本ですので何度も読み返してみたいと思える一冊となっておりました。

(文責:齋木)

「どうしよう?」に
お答えします!

Q & A コーナー



私は毎年、ふるさと納税を行っていますが、今回は仕事等で時間に余裕がなかったため、寄附を行うのが年末になってしまいました。

このため、その返礼品は翌年1月に受け取ることになったのですが、この場合、その返礼品に係る経済的利益の所得税法上の収入計上時期は、いつになるのでしょうか。

ご相談の場合、ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の所得税法上の収入計上時期は、翌年となります。

《解説》

1. ふるさと納税を行った場合の効果

ふるさと納税を行った場合、その寄附金額のうち自己負担額2,000円を除いた全額が所得税(復興特別所得税を含みます)及び個人住民税から控除(寄附金控除もしくは寄附金税額控除)されることとなります(※1)。

上記の寄附金控除等を受けるためには、原則として、ふるさと納税を行った年の翌年の3月15日までに、所轄税務署へ確定申告を行なう必要があります(※2)。

1.※1 ただし、全額控除されるふるさと納税額には年間の上限額があり、その上限額を超えた金額については、全額控除の対象とはなりませんので注意が必要です。詳細は担当者にご相談ください。

2.※2 確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合には、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、確定申告を行なわなくとも寄附金控除を受けられる場合があります。

2. ふるさと納税返礼品に係る経済的利益の所得税法上の取扱い

ふるさと納税を行う、多くの場合、寄附先の地方自治体からその地方の特産品などの返礼品を受け取ることができます(なお、総務省によれば、この返礼品の返礼割合は、3割以下とすることされています)。

その返礼品受け取りについての所得税法上の取扱いは、①ふるさと納税の返礼品を受け取ったことによる経済的利益は、所得税法上の非課税所得とされるものには該当しないこと、②法律上、地方公共団体は法人とされていること、以上の理由から「一時所得」に該当することとされています。

この「一時所得」の金額は、次のように計算します。

一時所得の金額=(一時所得の収入金額の合計額-その一時所得を得るために支出した金額の合計額(※))-50万円
(※)「一時所得を得るために支出した金額」には、ふるさと納税額は含まれません。

なお、一時所得は、原則的にはその所得金額の1/2に相当する金額を給与所得などの他の所得の金額と合計して、最終的に納める所得税額を計算することとなります(総合課税)。



(文責:堤)

編集後記

4月は入学や就職、転勤等、新生活が始まる季節です。心も新たに頑張っていきたいと思います。

KANATA
SHINBUN

令和5年
4月1日発行
第165号

かなた新聞

■ 高橋税経グループ

■ かなた税理士法人

■ かなた税理士法人 Tel:027-361-5568

■ 株群馬M&Aセンター Tel:027-364-8040

■ 相続手続支援センター群馬 Tel:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市岩屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:<http://www.takahashi.co.jp/> E-mail:info@takahashi.co.jp



所長挨拶

陽春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年の春のセンバツは山梨県代表の山梨学院高校が兵庫県代表の報徳学園を下して、甲子園初優勝を成し遂げました。「野球は勝てない」という山梨県の春夏甲子園のジンクスを見事にひっくり返しての優勝は、山梨県民を大いに沸かせたことでしょう。

山梨県は群馬県に隣接こそしていませんが、冬の晴れた日などは秀峰八ヶ岳も遠望でき、しかも同じ海なし県同士。

以前から親しみを感じていたところ報徳学園との東西決勝対決となり、また土曜日の昼間の試合という事もあって、試合開始からしっかりとテレビ観戦をしておりました。

一回表の報徳学園の攻撃から、両チームのエースによる投手戦。

打たせて守る守備に乱れもなく、三者凡退や残塁が相次ぎ、報徳学園が2点を先制したものの試合はテンポよくスピード感を持って進んでいきます。

そんな時、解説者から次のような言葉が漏れたのです。

「内野の守備がいいと野球が引き締まる」

もちろん野球は攻撃と守備の二つの要素で成り立っています

ので、打撃力や機動力を活かしての攻撃で得点を重ねる場面だけが大事ではないことは分かっているつもりです。

しかし正直言って守備に焦点を当て觀戦するという事もありませんでした。

確かにそれまでの両チームによる攻防を観る限り、強襲ヒットこそあつたものの、どちらのチームにも守備の乱れによるエラーは一つも無かったのです。

自分自身「引き締まった」事務所経営をしているか。

そんな問い合わせを突如として突き付けられた解説者の一言でした。

閑話休題(それはさておき)

山梨学院の4番打者であり秋のドラフト候補とも言われている高橋海翔(ひろと)選手は、当事務所相続支援部の工藤相談員の孫であることが月曜日の朝に判明しました。

本当に目出度く今後の益々の活躍を期待するところです。

いよいよ春も本番となりました。

皆さまには、一年に一度のこの気持ちの良い季節を十分にお楽しみ頂きたいと思います。

皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。



お客様各位

平素より大変お世話になっております。
弊社では、新型コロナウイルス感染症に対する従業員の安全の確保を考え、毎号掲載しておりました、
従業員の集合写真をお休みさせていただくことにいたしました。
一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と、
皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

かなた税理士法人 情報発信委員会

Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2・3 税務トピックス
- P3 将軍の日
- P4 読書感想文
- P4 Q&Aコーナー
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ~税務TOPICS~

インボイス制度の準備は進んでいますか？

インボイス制度の開始まであと半年となりました。準備は進んでいますでしょうか。今回はインボイス制度の基本を振り返りながら、進捗の確認をしましょう。

インボイス制度とは

インボイス制度とは、原則として、消費税の適用税率や税額等を正確に知らせるための書類である適格請求書等(以下、インボイス)を、下表のそれぞれの立場で保存する制度のことです。

売手	消費税の課税事業者である買手からの求めに応じてインボイスを交付し、その写しを保存(交付できるのは、適格請求書発行事業者のみ)
買手	仕入税額控除を適用するために交付を受けたインボイスを保存

このように、それぞれの立場で準備が異なります。

売手の場合

(1) 誰が交付できるのか

適格請求書発行事業者は登録制であり、消費税の課税事業者でなければ登録申請することができません。そのため、免税事業者は、インボイスを交付することはできません。

インボイスの交付を求めるのは課税事業者であることから、売る相手が消費者等であれば、適格請求書発行事業者になる必要はありません。他方、売る相手が課税事業者の場合は、大抵の場合、適格請求書発行事業者になる必要が生じてきます。特に売手が免税事業者の場合は、適格請求書発行事業者になるために課税事業者となるか否かを検討する必要があります。

(2) 登録手続

インボイス制度の開始日(10月1日)を登録日とするために、9月30日までに登録申請をする必要があります。

登録を済ませたら、買手に対して登録した旨や、交付するインボイスの種類などの情報を共有しておくといいでしょう。

(3) インボイスの準備

適格請求書発行事業者になった場合には、どの書類をインボイスとするのか検討し、準備します。インボイスには必須となっている記載内容の他、消費税の端数処理のルールなどがあります。システムを利用する場合、写しの保存方法も含め

て改修などの対応が済んでいるか、確認しましょう。

(4) 納税計算

売上に係る消費税額を計算する方法は、割戻し計算と積上げ計算があります。次頁(5)とあわせて検討しましょう。

【主なチェックポイント】

- 適格請求書発行事業者の検討は済んだか
(以下は、適格請求書発行事業者の場合)
 - 登録申請はしたか(いつ申請するか決めたか)
 - インボイスとする書類の決定等、準備は済んだか
 - 買手に対して、登録事業者となった旨やインボイスとなる書類などの情報を共有したか
 - 売上に係る消費税額の計算方法は決めたか

買手の場合

(1) 簡易課税制度の検討

免税事業者が課税事業者となった場合には、消費税の納税計算が必要となります。これまでよりも事務負担が増えるため、売上だけで納める消費税額が計算できる「簡易課税制度」の適用を検討しましょう。

「簡易課税制度」を適用する場合は支払関係のインボイスの保存が不要となるため、以下の検討は不要です。

(2) 免税事業者への対応

インボイスの交付が依頼できない免税事業者との取引について、見直すか否かの検討は済んでいますか。独占禁止法等の観点から、一方的な通告は禁止されています。交渉の際ににはご注意ください。

(3) インボイスが必要な取引を抽出

3万円未満の自動販売機による飲料購入や公共交通機関の切符購入など、インボイスが必要な取引を除き、原則としてインボイスの保存が必要となります。

ただし、基準期間(個人は前々年・法人は前々事業年度)における課税売上高が1億円以下等一定の事業者は、令和5年

10月1日から令和11年9月30日までの期間、税込1万円未満の少額取引について、インボイスの保存を不要とする特例があります。

このように、インボイスが必要な取引と不要な取引とが混在します。インボイスが必要な取引を抽出し、どのようなインボイスの交付を受けるのか、事前に確認しておきましょう。その際、インボイスが確実に経理担当者へ渡るよう、社内の流れもしっかり確認しておくと、開始後の混乱が防止できます。

(4) 書類の保存方法等の検討

インボイス制度開始後、消費税の計算においては、以下の3つの書類に大別されます。

- インボイス
- 区分記載請求書
(免税事業者等からの課税仕入に係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受ける場合)
- 上記以外

これらをどのような形式で受け取り、どう保存するのか、電子帳簿保存法の適用も踏まえて検討されるとよいでしょう。

(5) 納税計算

仕入に係る消費税額を計算する方法も、割戻し計算と積上げ計算があります。前頁(4)とあわせて検討しましょう。

【主なチェックポイント】

- 簡易課税制度の適用は検討したか
(以下は、簡易課税制度を選択しなかった場合)
- 免税事業者に対する交渉は終了しているか
- インボイスが必要な取引を抽出し、どの書類がインボイスに該当するか、社内の流れも確認したか
- 書類の保存方法等を検討し、準備は行ったか
- 仕入に係る消費税額の計算方法は決めたか

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けて、登録日から課税事業者となるなど一定の事業者は、最長約3年の間、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とすることができます。この特例は事前の届出が不要で、申告の際に選択する旨を申告書に付記することで適用できます。この点も、あわせてご確認ください。



将军の日(中期5ヵ年経営計画作成セミナー)

『将军の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたて、『将军の日』と命名されました。



【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人
027-361-5568 担当：森平

先行経営Tasseiを行いませんか！

先行経営 Tassei とはスバリ「経営者の描く目標を達成させること！」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際にしていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から